

加古川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村長の同意に係る手続等に関する取扱い

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成30年規則第8号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、市町村長の同意に係る手続等に関し必要な事項を定め、円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この取扱いで使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(加古川市内の指定地域密着型サービス事業者等を他市町村長が指定する場合の加古川市長が同意する基準)

第3条 加古川市長は、他市町村長が加古川市内の指定地域密着型サービス事業者等（以下「市内事業者」という。）を指定する場合、別表に定める基準に適合すると認められるとき、加古川市外の被保険者が要支援者として平成28年3月31日以前からその市内事業者のサービスを受けているとき又は市長がやむを得ない理由であると認めたときは、当該指定に対して同意をするものとする。

第4条 加古川市長は、前条の規定による同意に際して、条件を付すことができる。

(加古川市外の指定地域密着型サービス事業者等を加古川市長が指定する場合の基準)

第5条 加古川市長は、加古川市内の被保険者（以下「市内被保険者」という。）から加古川市外の指定地域密着型サービス事業者等（以下「市外事業者」という。）の利用の申出があった場合、市外事業者のサービスを利用する正当な理由があると認められ、かつ、当該市外事業者の所在する市町村長に当該指定に係る同意を得たときは、指定を行うことができるものとする。

(補則)

第6条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

加古川市内の指定地域密着型サービス事業者等を他市町村長が指定する場合の加古川市長が同意する基準

| サービス種別 | 基準 |
|---|--|
| 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 次の要件をいずれも満たしていること 1 加古川市外の被保険者の所在する市町村長が、市内事業者を指定する方針であること。 2 加古川市外の被保険者が利用を希望する事業所（以下、「対象事業所」という。）の契約者または登録者に占める加古川市外の被保険者の割合（小数点以下の端数が生じる場合は端数を切上げた数とする。）が1割以下であること。 3 対象事業所の利用者数が利用定員等の9割（小数点以下の端数が生じる場合は端数を切上げた数とする。）以下であること。この場合において、利用定員等とは、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護については登録定員をいい、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護については、利用定員をいう。 4 利用を希望する加古川市外の被保険者が、加古川市に隣接する市町に在住する者であること。 |

（備考）基準2及び3における値の基準日は、加古川市外の被保険者がサービス提供を受ける対象事業所を利用する時点とし、いずれの値にも加古川市外の当該被保険者を加えた見込数とする。